

橿原市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い橿原市へ移住して新生活を始める夫婦を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、当該新婚世帯に対して、予算の範囲内において橿原市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、橿原市補助金等交付規則（平成15年橿原市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯補助金を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「補助対象期間」という。）において婚姻の届出が受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用補助対象期間における婚姻を契機として新たに市内に住宅を取得し、又は建築した際に要した費用をいう。
- (3) 住宅リフォーム費用補助対象期間における婚姻を契機として市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げる費用は除く。
 - ア 倉庫及び車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用
- (4) 住宅賃借費用補助対象期間における婚姻を契機として市内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用補助対象期間における婚姻を契機として前3号に規定する住宅（以下「新住宅」という。）に引っ越しをするために要した引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象となる新婚世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻の届出の受理日における新婚世帯の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (2) 申請日における新婚世帯の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること。
- (3) 橿原市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (4) 新婚世帯の双方又は一方が奈良県外から定住を目的として新住宅に居住することに伴い転入をする者で、その転入の日から起算して過去1年以内に奈良県内の住民基本台帳に記録されたことがないものであること。
- (5) 新婚世帯の双方が本市に5年を超えて居住する意思があること。
- (6) 新婚世帯の双方が日本国籍又は永住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有し

ていること。

- (7) 新婚世帯の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額であって、当該年度（市長が特別な事情があると認めた場合は前年度）の初日の属する年の前年分の所得をいう。以下同じ。）を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済がある場合は、所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (8) 新婚世帯の双方が市税（申請日において檀原市又は転入前の市区町村により賦課されている直近の市区町村税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (9) 新婚世帯の双方が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者でないこと。
- (10) 新婚世帯の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (11) 新婚世帯の双方が檀原市移住支援金交付要綱（令和元年檀原市告示第323号）及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費は、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用とする。ただし、国又は他の地方公共団体におけるこの補助金と同様の趣旨による補助金の支給の対象となっている費用を除く。

2 補助金の額は、前項に規定する住宅取得費用又は住宅賃借費用、住宅リフォーム費用及び引越費用を合算した額とし、300,000円を上限とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を補助金の額から除く。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、檀原市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯の住民票の写し
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 第3条第4号の要件が証明できる書類の写し
- (4) 第3条第7号の所得が証明できる所得証明書の写し
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) 新婚世帯のうち市税を納める義務のある者についての滞納がないことを証明する書類
- (7) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を受けている場合に限る。）
- (8) 売買契約書又は工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し（住宅取得費用を支払った場合に限る。）
- (9) リフォーム工事請負契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し

(住宅リフォーム費用を支払った場合に限る。)

- (10) 賃貸借契約書及び領収書その他の支払を確認することができる書類の写し(住宅賃借費用を支払った場合に限る。)
- (11) 住宅手当支給証明書(様式第2号。住宅手当が支給されている場合に限る。)
- (12) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用を支払った場合に限る。)
- (13) 誓約書(様式第3号)
- (14) 同意書(様式第4号)
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象期間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、檀原市結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の交付を不適当と認める場合は、檀原市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに檀原市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、交付申請の内容について変更する場合にあっては、当該申請書に第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付して申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認したときは、檀原市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)承認決定通知書(様式第8号)により、承認しないことを決定したときは、檀原市結婚新生活支援補助金交付(変更・中止)不承認決定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに檀原市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第10号)に補助金の振込先口座の通帳の写し又はこれに準ずるものを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に檀原市から転出した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金等返還命令書（規則様式第 15 号）により返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 93 号）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の檀原市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に婚姻の届出が受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻の届出が受理された夫婦については、なお従前の例による。